

予算特別委員会会議録(2)			
日 時	平成11年12月14日(火)	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時05分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐野委員長、渡部副委員長、横田・松本(光)・中村・松本(聖)・新谷・次木・武井・北野・岡本・高橋 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・企画・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市・港湾・学校教育・社会教育各部長、樽病・監査委員各事務局長、保健所長・消防長・土木部参事ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員 長			
署 名 員			
署 名 員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に松本(光)・松本(聖)両委員を指名。審査日程の報告。付託案件を一括議題とし、これより総括質疑に入る。

新谷委員

2000年問題について

厚生省から出されている危機管理計画では、医療機関に対する模擬訓練を指示しているが、いつどのような形で行ったか。

(保)総務課長

11月26日に市内9箇所の重点医療機関(集中治療室を備えている医療機関)で、人工呼吸器、医療機器、医療情報システムにトラブルが発生した場合の模擬テストを実施しており、それぞれ保健所を通じて道に結果を報告している。

新谷委員

重点医療機関以外の病院や診療所については、いつまでに調査を完了する予定か。

(保)総務課長

越年時に入院患者を有する病院12箇所、有床診療所30箇所については、重点医療機関と同様に医療設備の模擬テストを実施するとともに、危機管理計画を策定し、12月中旬までに作業を終えるように指示が来ており、現在ほぼ作業が終わる段階になっている。

新谷委員

国療では訓練の報告を保健所に報告することになっているが、結果は聞いているか。

(保)総務課長

国療と道立小児総合保健センターについては、保健所を通さず直接国あるいは道に報告することになっているので、報告は受けていない。

新谷委員

夜間急病センターは重点医療機関となっていないが、どのような対応をしているのか。

(保)総務課長

他の医療機関と性格が違っているが、先日、消防本部、夜間急病センターの管理運営をしている小樽市医師会、保健所の三者で救急医療実務者会議を開き、年末の市内医療機関の診療体制や2000年問題等について打合せをしたが、その中では夜間急病センターのいろいろな機器について問題はないと報告を受けており、今後も2000年を迎えるに当たって万全の態勢がとれるよう連携をとって話し合いをしている。

新谷委員

在宅酸素患者への対応についてはどうか。

(保)総務課長

難病患者等在宅で酸素濃縮器を使用している人は、現時点で保健所の押さえでは65名である。この機械は停電等のトラブルがあった場合動しないことになるが、2000年問題に限らず平常時でも停電は有り得るので、これらに備え、業者は電気を必要としない携帯用の酸素ポンペを常備しており、24時間体制で備えている。

新谷委員

災害弱者対策として、緊急通報システムの登録者、独居老人、障害者、外国人等に対してどのような対応をしているか。

高齢福祉課長

緊急通報システムの登録者数は現在225件である。電話回線を利用しているが、装置そのものは2000年問題と関係ないものであると管理会社から聞いている。ただ会社では念のため1月1日の朝、利用者にボタンを押してもらい、通常どおり連絡があるか確認し、結果を市に連絡する形になっている。また、新光E団地のシルバーハウジングについても同様の管理をすることとしている。

福祉部長

独居老人、障害者等の在宅部分で、団体についてはそれぞれの機関誌等でPRしており、個々の在宅者については、例えば障害者は広報を中心としてテラプライブライリーや点字広報等も含めて周知を図っている。新聞やTV等で相当量の情報が流れているが、日頃から地区の民生委員等を通じて不安があれば相談に応じるようになっており、また市役所にも聞いてもらう仕組みとなっている。

総務部長

市内の外国人や商大の留学生等については、通常から基本的に月1回オアシスニュースというのを作成し、いろいろな出来事を知らせているが、12月号の中で2000年問題の留意事項について掲載している。

新谷委員

独居老人等に広報で知らせていても、年をとるとなかなか理解できないこともある。個別に訪問し、分かりやすく説明するという手立ても必要ではないのか。

福祉部長

個別に把握するのは困難であるが、民生委員等を通じて把握し、何らかの形で対応できるのか検討したい。

新谷委員

朝里川温泉のケアハウスでは夜間は職員がおらず、警備員だけである。中にいる人も不安を感じているが、指導すべきではないか。

高齢社会対策室長

把握していないが、実態を調べて対応したい。

新谷委員

泊村の原発も対応していると思うが、対応について北電から小樽市に説明はあったか。

総務部長

原発に限らずライフラインの部分で十分連携をとっているが、泊原発は12月31日から1月1日に日付が移行したときに正常に機能することを確認するため、6月27日に1回目の公開模擬テストを実施している。また、系統運用システムに関するテストは6月30日に札幌西電力所で実施しており、これらについては我々に連絡が来ている。

新谷委員

予想以上に電力需要が急激に落ち込んだ場合、急激な出力低下に対応できずに緊急停止になったり、事故に発展する危険も指摘されているが、そのような場合どのように電力を供給するのか。

総務部長

全て模擬テストを行っているので不測の事態は起こらないだろうと確認はされている。ただ、万が一に備えては北電でバックアップ体制等をとっていると理解している。

新谷委員

小樽市としては説明を受けていないということなので、ぜひ安全確認をお願いしたい。

除排雪について

バス停の除雪が十分にされておらず非常に危険であるが、バス停に対する安全策を講じるべきである。本来中央

バスで行うとのことであるが、十分手が回らない場合、行政としても責任を持つべきと思うがどうか。

土木事業所長

中央バスについては現在3人体制で市内バス停の除雪を行っているが、今月20日から2班体制6~7人で市内全域の除雪をしていくと聞いている。道路管理者としては、バスベイのあるところはグレーダーで除雪しているが、要望のある部分についてはその都度中央バスに要請していきたい。

新谷委員

朝里の海岸線の住人が雪捨て場がないため海に捨てようとして列車にはねられ亡くなった。近くには公園があり、そこを排雪スペースとすべきであったと思う。市内の公園や広場を排雪スペースとして提供すべきと思うがどうか。

土木事業所長

本来公園に排雪しないでほしいが、遊具等のない場所への多少の投雪程度はやぶさかではない。

新谷委員

排雪スペースとして確保するということか。

土木事業所長

近くに公園があれば、多少投雪する位は仕方がないと思う。

新谷委員

家庭用融雪設備に対して融資制度を考えていると聞くと、これはいつから始め、融資金額や利息はどのように考えているのか。

(土木)管理課長

来年度実施に向けて色々な角度から検討中である。金額や利子についても現在検討中だが、各市の状況を見ると、無利子の融資で限度額100万円程度が多いと承知している。

新谷委員

石狩市や深川市、赤平市では補助制度であるが、段階的にでも身障者や高齢者世帯に対して補助制度にしていくべきと思うがどうか。

(土木)管理課長

我々も各市の制度の状況を承知しているが、18市が融資か補助を行っており、その内4市が補助制度を導入している。どの程度の額にするか、あるいは所得制限をつけるべきかなどいろいろな問題があり、それらを含めて検討しているが、18市中14市が融資となっている事実もご理解願いたい。また、身障者等について補助だけではなく融資制度の中で取り込んでいる市もあるので、それらも検討したい。

新谷委員

ぜひよい方向で進めてほしい。

ロードヒーティングに関し、現在陳情が7本継続審査中であり、今回も新たな陳情が出ている。第3期計画の予定がないとのことであるが、21世紀プランで謳っている「人に優しい道路の整備・充実」と矛盾するのではないか。

(土木)建設課長

ロードヒーティングの現在おかれている背景について、市道で概ね8%以上の急勾配路線は現在94.5km程度あり、その内これまでロードヒーティングを進めてきた区間は12km弱であり、残りをすべてロードヒーティングにするためには260億円程度かかることになり、それらが老朽化すると更新費用もかかってくる。また維持費は現在年間2億5,000万円程度であるが、すべてロードヒーティングにすると21億円程度になる。

生活路線を始め市民の要望も承知しているが、現実問題として、必要最小限の箇所に絞らざるを得ない中で、以前のような形で多くの路線を計画的に整備していくのは非常に困難である。21世紀プランでいう「人に優しい道路

づくり」というのはロードヒーティングだけを指すのではなく、道路整備に当たり、できるだけ急勾配区間をつくらない、歩道部分にできるだけ段差をつくらない等の積み重ねにより実現していけるものと考えている。

新谷委員

一つの例として、6月議会に陳情が出された清風ヶ丘本通線については、今年になってすでに2件の事故が起きている。昨年は救急車が上げられずにそりで降りてきたこともある。この地区は高齢者も非常に多く、このような状況で人に優しいと言えるのか。

土木部長

把握はしており、緊急度・重要度を整理しながら進めなければならないと認識しているが、財源の問題はどうしてもネックになってくる。救急車や消防車が上れない等は確かに問題であるが、必要な路線のランク付けをする中で、どこの路線をヒーティングにする、次のランクとして砂まきや砂箱を設置するなどにより安全を確保するといった整理をしながら具体的な検討をしていきたい。

新谷委員

砂まきだけでは対応しきれないのでぜひ検討してほしい。

勤労女性センターについて

以前は日曜日も開放していたが、女性が社会参加しやすい環境づくりも進めなければならない中で、日曜日の開放を求める声も多いが検討すべきではないか。

勤労女性センター館長

小樽市勤労女性センター条例施行規則で日曜・祝日・年末年始は休館と定めている。実態としても開館している土曜日でも平日の4分の1程度となっており、現在週休2日制が普及してきている状況を考えても日曜日の利用はあまり多くないと思う。また、昭和50年に開館しているが、当時他都市の状況を聞いた中でも日曜日の利用が少ないとのことであり、現状では日曜日の開館は難しいと考えている。

新谷委員

毎週が無理であれば、要望のある時はぜひ開館してほしい。

東南地区へのコミュニティセンター設置について

市長は2定で朝里十字街が有力な選択肢だと言っていたが、来年度にその調査費は計上しないのか。

市民部長

東南地区のコミュニティセンターは朝里十字街が有力な選択肢と考えているが、十字街の一角を占める一等地であり、市としても最有効利用を考えなければならないので、全庁的な方向付けが必要になると思う。どこに建てるにも大きな投資が必要となり、交通アクセス等を含め、単独か合築か、どのような使い方がいいのか、時期はいつがいいのか、あるいは稲北のコミセンの利用状況の見定めも必要であり、一定程度の時間が必要と思う。したがって来年度予算に調査費をつけるのは現時点では難しいと考えている。

新谷委員

朝里十字街の朝里共同住宅の除去計画はどこまで進んでいるか。

住宅課長

昭和33年に住宅供給公社が建てた朝里共同住宅については、現在地権者が市を含めて7件であるが、老朽化、景観上の問題等についても市民から要望があるので、他の地権者と再度協議を重ねたい。

北野委員

職員給与の改定について

地方公務員法第24条で職員給与はどのように定められているか。

職員課長

第24条では、給与主義の原則、職務給の原則、生計費並びに国・地方公共団体等との均衡の原則に基づいて職員の給与を定めるように定めている。

北野委員

「その他の事情を考慮して」というのを入れれば4原則である。市長は提案説明で「国家公務員の給与改定に準じて給与改定する」と言っているが、他の事情は考慮しないということか。

職員課長

国は給与を改定するに当たり国あるいは他の地方公共団体、その他の事情を考慮して給与を定めるとなっている。国は民間事業の従事者の給与、生計費等が十分考慮される中で給与の決定に当たっており、また、第24条の中で、給与の改定に当たっては国の給与に基づき定めるとなっており、我々としては市独自に調査できない中では、国家公務員の給与に準じての改定は法の趣旨に鑑みても妥当だと考えている。

北野委員

結局は国家公務員の給与改定だけに準じて、第24条第3項に規定されている職員の生計費や他の地方公共団体等はまったく考慮していない。小樽には人事委員会がないので、給与を決める場合、職員団体との交渉はもちろんであるが、地方公務員法に厳密に準拠して改正しなければならないのではないのか。

総務部長

確かに我々は人事委員会を持たないが、従来から国に準じて改正してきた。地公法第24条の解説では、国家公務員の給与の決定に当たっては民間企業の給与や生計費が十分に考慮されているため、均衡の原則として地方公務員の給与は国に準ずることが基本とされている。

北野委員

今年の人事院勧告は、国家公務員の年間給与を平均して9万5,000円削減するという戦後初の削減勧告である。人事院は色々なことを考慮し民間でリストラしているのだからそれに合わせてもかまわないということで小樽市でもこのような改定を計上したのか。

総務部長

繰り返しになるが、我々は人事委員会を持たず、均衡の原則により従来から国に準拠してきたのでご理解願いたい。

北野委員

戦後初めての大幅な削減勧告が基になって、今回小樽市では2億6,000万円の減額となるが、今の社会情勢・経済情勢に照らして市長はどのように考えるか。

市長

市の職員の給与は国公に準じており、国公は人事院が民間との給与の比較の中で決定している。ただ、2億6,000万円の減額になることについて、職員にとっては非常に厳しい状況かと思うが、民間も厳しい状況なのでやむを得ないと考えている。

北野委員

公務員の年収減は今の不況に一層拍車をかけることになる。市職員を含めて市内すべての公務員労働者の削減額の合計はいくらになるか。

職員課長

国や道に正確な数字は聞いていないが、小樽市にいる国・道の削減分として、道は0.3カ月の勤勉手当の削減の他に12月で期末・勤勉手当の5%カットも上積みしているので、それらの要素も含めて、カット額に人数をかけて計算した中では8億6,000万円程度になるかと思う。

北野委員

これは寒冷地手当の削減に次ぐ大きな影響である。やむを得ないだけでは済まされない。小樽市は今年度3月の年度末手当で0.3カ月分を削減するとのことであるが、3月は進学・入学・就職・転勤その他で社会的にお金がかかる時期であり、公務員の生活を直撃することになる。そのようなことも考えて提案しているのか。

総務部長

今回の改定は来年度から夏の間もカットされる。3月だけに限ってというと、委員指摘のとおりであり、市内経済界への何らかの波及効果はあると思う。

北野委員

公務員の給与の減額改定は、例年であれば春闘において民間労働者の賃金抑制に直結するので、零細企業が多い小樽市の経済は大幅な消費の冷え込みが懸念される。このような人事院勧告の削減勧告が出た場合、ただ単に国公に準じるという姿勢では問題であることを指摘する。

ごみ問題について

ダイオキシンを発生させる原因物質である塩化ビニールを焼却しないと明言していないが何故か。

(環境)管理課長

廃プラスチック類の大部分を占める塩化ビニールとポリエチレンについて、環境部としては従来から燃やさないごみとし、不燃物として収集しているので、特別にこの部分を取り上げて燃やさないごみとしては示していない状況である。

北野委員

小樽市は環境庁のダイオキシン類全国緊急一斉調査結果が全国でワースト1であった。もっと積極的に「燃やしてはならない」ごみとして市民にPRすべきである。事業向けだけでなく、市民向けのPRをもっと徹底する必要があるのではないか。

(環境)管理課長

平成9年4月1日のゴミゼロ広報の号外で、燃やすごみ、燃やさないごみの分別の種類を市民に周知している。品目的には例えばプラスチックや発泡スチロール等について燃やさないごみとしてお願いしている。また、ダイオキシンが問題になって以降は、テレビスポットでそれらは燃やさないごみで出してほしいこと、家庭での焼却をやめてほしいことを周知している。また、小樽市の広報でもその部分についての周知を図っている。

北野委員

これから最終処分場で埋め立てることになるが、プラスチック類を分別して集め、業者に引き取らせている自治体もあると聞く。そのような方法はとれないのか。

(環境)管理課長

例えばビニール袋、洗濯機のホース、電線の被覆類、家具の表面のフィルム等、一般的に家庭から出てくるごみの中で塩化ビニールだと一目で判別するのは非常に難しい。そのような意味では塩化ビニールを燃やさないごみとして収集して埋め立てるとするのが最善の方法だと思う。ただ、この中でも例えばトレイのラップやトレイ等については今後減容化の措置を講じる中で埋め立てない形も研究している段階である。

北野委員

桃内最終処分場に破砕機は設置しないのか。

(環境)管理課長

単に破砕機を設置しても効果は少ないので、焼却場と併設して破砕機を設置したい。

北野委員

メーカーが大量にダイオキシン発生の原因物質を使っており、その始末は全て自治体がしている。少なくとも全

国市長会に提起して、関係業者にこれらを引き取らせ、責任を持って処分させるという形にすべきと思うがどうか。

市長

ごみの問題は容器包装リサイクル法でも製造者・消費者・自治体の三者連携の中で問題を解決するとなっているので、ぜひそれぞれが役割分担を明確にして対応しなければならず、ダイオキシン問題については全国市長会でもいろいろ要望しているので今後も機会があれば続けていきたい。

環境部長

全国市長会の中に廃棄物関係の委員会があり、都市センター等とも連携して調査活動を進めており、厚生省や国に意見を上げている経緯もある。

北野委員

分別収集をしても、例えばペットボトルは便利だからといってメーカーも大量に製造し、かなりの勢いで増え続けている。いくらリサイクルをしても、量を減らしていかなければ際限がない。根本的な解決に向けて取り組んでほしい。

周辺事態安全確保法について

ジュネーブ諸条約に基づく「第1追加議定書」第52条の第1項、第2項の内容を説明せよ。

(総務)総務課長

追加議定書の内容をかみ砕いて説明すると、攻撃する側もされる側も民用物を攻撃や報復の対象にしてはならない、ただし、民用物でも軍事活動に貢献するなど軍事目的に使われる場合、攻撃対象外の民用物から除外される、という内容である。ただ我々もこの情報入手が直近であるので、国の正式なコメント等は承知していない。

北野委員

その原則に照らせば、民間の貨物船やフェリーに軍事物資を積んで後方支援を行えば攻撃対象外から除外されるということだと思うがどうか。

総務部長

日本はジュネーブ条約を批准しておらず、民間の船舶の話もあったが、今回の周辺事態安全確保法は後方支援を想定しており、違う形の法律だと思う。

北野委員

ジュネーブ条約を批准していないから適用にならないということではない。外務省の条約局長は新ガイドライン特別委員会で、攻撃をする側、攻撃を受けた側ともに戦闘状態になり、両者ともこの議定書の適用になる、条約を批准している米国の後方支援をするのだから適用になることを認めている。小樽港が使われれば民間船舶やフェリー、あるいは小樽港そのものが攻撃の対象になるということである。これに対する見解を示せ。

総務部長

ジュネーブ条約の追加議定書については直近であり、国会でのやりとり等は詳しくは承知していないが、周辺事態安全確保法の話が出たので、有事ではなく後方支援だと理解していると申し上げたものである。

北野委員

後方支援をすれば追加議定書の第1項の適用除外になり、民間船舶やフェリーも軍事物資を積みば軍事目標となるということは世界の常識だと政府も認めている。小樽港を軍事目的に使わないでほしい。

市長は「周辺事態安全確保法の政府の協力要請に基づく自治体並びに民間業者は刑事特別法の規定は適用されない」と答弁していたが、その根拠を示せ。

総務部長

刑事特別法の対象になるのは機密事項であり、周辺事態安全確保法の解説で言っているのは本来公開対象となる情報であって、その情報を一定期間非公開とするよう依頼することもあるということで、対象としている情報の内

容が異なっていると考えている。

北野委員

根拠を示せ。

総務部長

刑事特別法の第6条に合衆国軍隊の機密として別表6に「防衛に関する事項」「編成又は装備に関する事項」「運輸又は通信に関する事項」と記載されており、これらについて「合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもって、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する」となっており、ここで言っているのはあくまでも機密の事項である。周辺事態安全確保法については、情報は公開するが、オペレーションの関係で一定期間公開しないように依頼することもあるというものである。

北野委員

資料2は全国都道府県の知事連絡協議会から要望書として提出された質問に対する回答であるが、この17ページには情報非公開の依頼について解説案のとおりとしている。解説案とは2定に資料として配布された「周辺事態安全確保法第9条(地方公共団体・民間の協力)の解説(案)」のことである。ここでは「協力の内容によっては、これを公表することにより、例えば米軍のオペレーションが対外的に明らかになってしまうといったことも考え得る。このような場合については、必要な期間、公開を差し控えていただくよう、協力要請の段階で、併せて依頼を行うことを考えている」となっている。刑事特別法の機密は別表に記載されているが、例えば、小樽に入港している艦船について、市民が種類や隻数を話したら機密にふれることになる。機密というのはかなり範囲が広い。例えばスパイ的行為をしていなくとも小樽に入港している艦船について種類や隻数を漏らしたら、刑事特別法により10年以下の懲役に処せられることになる。このことについて代表質問で尋ねたら、小樽市独自の判断で対象外だと言うので根拠を示せと言っている。

総務部長

刑事特別法は機密についてであり、周辺事態安全確保法は基本的に公開するが一定期間は控えてもらう場合もあるというものである。機密は完全に漏らしてはならない大事な情報であり、それをスパイ行為等不当な手段で入手し、それを公にしてはならないというものだと思う。そのような意味では刑事特別法と周辺事態安全確保法の考え方は違うと考えている。我々は法律の専門家ではないが、いろいろ勉強した結果の見解である。

北野委員

そのような心配があるから都道府県知事連絡協議会が質問して、解説案とおりであると回答されている。アメリカ軍が協力の要請を行って一定期間非公開にしてほしいと言った場合、刑事特別法の監視下におかれると思う。これは国に問い合わせてほしい。

総務部長

すみやかに国に照会したい。

北野委員

国は都合が悪くなれば回答しない。市が勝手に判断するだけでは市民の安全は守れないということを指摘する。

渡部委員

市長の政治姿勢について

代表質問でも言っていたが、そろそろ山田カラーを打ち出すべきと思うがどうか。

市長

基本的には代表質問で答えたとおりであるが、財政状況が非常に厳しい状況であり、経常収支比率は若干改善されてはいるが、まだまだ自由に使える額が少ないということで、もう少し時間がかかると思う。平成12年度予算

の編成も控えており、その中で十分検討したいと思っているが、いずれにしても一般財源が十分でないことから、緊急性等も考えながら対応したい。基本的には前市長の継承ということで事務事業を進めているが、少しでも12年度予算に向けて努力したい。

渡部委員

財政健全化計画について

平成12年度の編成等を踏まえて健全化計画等の作成についても努力したいとの答弁であったが、どのような仕組みで打ち立てるのか。また計画はどの時点で考えるのか。

財政部長

平成12年度予算編成についてこれから整理をするが、平成11年度の決算状況を見て予算を組んだ中で中期的な観点に立って、向こう5年くらいを一定の目安にして健全化計画を立てていきたいと考えている。

渡部委員

21世紀プラン実施計画の取り扱いについて

第1次実施計画も残り1年となっているが、介護保険が今後実施され、高齢者福祉保健事業が来年2月から策定作業に入るが、同計画との関係はどのように調整するのか。

(企画)濱谷主幹

実施計画の策定時点で、計画の期間内に必要な事業が生じた場合については、緊急性や事業効果を十分に勘案しながら弾力的に事業を推進するという考えであった。

渡部委員

意識的に枠組みは考えず、できた段階で採用していくということか。

企画部長

今回の介護保険等も制度的に立ち上がっているが、基本構想の中で高齢者対策というひとつの大きな柱があり、それを基本的に考えたときにこの制度に取り組んでいかなければならないが、出てきた状況の中で今回、第1次実施計画の中では国保等も制度としてすでにあるので、特に総合計画に位置付けはしていない。介護保険制度についても今回高齢者の施策として大事な要素であり、基本的には実施計画に入れこむべきだと思うが、第1次のなかでは時間的なずれで入れられなかった。ただ、第2次以降に入れるかどうかについては、制度としてあるものについて経常的に進めていくとすれば、総合計画に入れるのがいいのかこれから検討していきたい。

渡部委員

介護保険の円滑実施のための特別対策について

市長の見解を示せ。

市長

全国市長会としては十分に市町村の意見を聞いてほしいと再三お願いをしてきたが、それを聞かずに特別対策が決められたことは私も遺憾に思う。しかしながら今回の特別対策は新たなスタートであるので混乱のないよう始めるために保険料の徴収をしない、あるいは半額にすること、低所得者対策等が盛り込まれており、それなりの成果はあるのかと思う。これまで準備を進めてきたことを考えると、残された期間でいろいろな作業があり担当者も非常に苦勞すると思うが、この制度がうまく立ち上がるよう万全を期したい。

渡部委員

介護保険と予防対策について

介護保険制度の成否は予防対策で決まると聞かすが、保健・医療・福祉と一体性を持って取り組むことが重要であり、それらのシステム化についてどのように考えているのか。

市長

高齢化が進んでいる本市において保健・医療・福祉が一体性を持って取り組むことが大変重要であり、かかりつけ医を中心として在宅の高齢者についての情報の交流を図り、同時に介護予防教育と生活支援の連携を密にすることなどを考えている。

渡部委員

一体化・システム化についてはどのように考えているか。

保健所長

小樽市の場合、福祉部と保健部門を一つにするという道はとらず、両者が連携して進めていく形を選んでいる。そのような中で高齢者調整チームのように定期的にそれぞれの問題点を議論する、あるいは福祉部が中心に介護保険計画を策定する中で、保健所のスタッフも入って議論するなど、ある程度一体化に近い形もとっていると思う。システム化について、計画の中でひとつひとつの事例を考えていくのは難しいということであれば、さまざまな類型化を行ったり、入院のリハビリテーションと在宅のリハビリテーション、施設のリハビリテーション等がなんらかの形で繋がっていくようリハビリテーションシステムなどが築かれていくと思う。

渡部委員

システム化については非常に範囲が広く、なかなか飲み込めない面もある。また保健・医療・福祉それぞれの体制の中でシステム化を図りながら進めるべきと思う。お年寄りを掌握していくことも大事であり、学校に行くときすべてに連絡をとってくれる、町内会館に行くときすべてに連絡をとってくれるなどいろいろな面でシステム化を図り、十分高齢者に気遣いをしながら事業を進めていくのが大事なことであり、それぞれの部署で責任を果たしていくと同時に行政として果たしていくべくシステムを作ってほしい。

高齢者保健福祉計画について

中間の国調において調査ができあがったときに見直ししたり補強していくとのことであったと思うが、見直し等は行ったのか。

福祉部次長

確かに作成した時に平成7年の国勢調査の結果を見て中間的な見直しをすとしていたが、介護保険制度の話が出てきており、これを目指して新しい計画を作らなければならないとのことで、厚生省から中間の見直しを指示するまで待てとの話があったため、見直しがされないまま介護保険事業計画、あるいは新しい保健福祉計画の策定に取りかかるという現状である。

渡部委員

次の計画は来年2月くらいに策定したいとのことであるが、国や道の指針に基づいて策定するものなのか。

高齢社会対策室長

来年2月末を目処に高齢者保健福祉計画の策定準備を進めている。介護保険の事業計画が同福祉計画に入り込んで進んでいる関係もあるが、国の指針や考え方がまだ示されていないからといって待っている訳にもいけないので、基礎になる部分等の現状や課題を策定委員会等に示しながら進めている。素案的なものは道から来ているが、それらを参考にしながら現在進めている。

渡部委員

ごみ問題について

桃内最終処分場で事故や欠陥等があった場合について代表質問で聞いたが、伍助沢処分場での経験や新処分場が最新の技術による設備なのでその可能性はほとんどないとの答弁であった。しかしながら台風や地震で道路が寸断される、あるいは想定されない事故等も考えられるので、伍助沢処分場の利用も含めてその対策について検討すべきではないか。

環境部長

埋立処分場なので施設がどうにかなるといことは起こらないと思うが、桃内処分場の敷地は非常に広いので、適当なところを一部利用することも考えられる。また、伍助沢の利用については閉鎖に向けて一定の法的な手続きをすることになり、また6月末で埋立を終了することを地元町会とも確認し、閉鎖後の取り決めをしようと思うので、すぐに伍助沢とはならないと思う。いろいろな状況の中でできる限りの手立てをとることで対応できると考えている。

渡部委員

天神焼却場は平成14年に閉鎖を考えているとのことであるが、新焼却場は平成17年予定なので3年間のプランクがあり、その間は桃内処分場に埋めていくことになる。これは処分場建設の計画段階から予定していたのか。また、このことによって処分場の耐用期間が短くなることはないのか。

環境部長

桃内処分場を計画する段階では、供用開始は平成18年の予定であったので、1年前倒しになっており、全量埋め立てる期間をある程度想定していた。ただ、当時はダイオキシン問題があまり言われていなかったため、焼却場を平成14年3月に閉鎖するという整理はしていなかった。平成17年度までの間、中間処理のやり方によって焼却灰の量がかなり減ることになるので、最終的には15年の埋立期間は確保できると見込んでいるが、ごみの量が増えている状況もあるので、量や処理の仕方を含め、最終的にどのようにするか判断しなければならないと思っている。また、今の量を全量埋め立てるつもりはないので、極端な例で言えば資源ごみは搬入規制するような形で資源化を進めていきたい。

渡部委員

伍助沢処分場は閉鎖となるが、歴史や経過を踏まえ正しく検証し、その教訓を新施設に生かし、ごみ問題の総合的な面で活用すべきと思うがどうか。

環境部長

伍助沢処分場は様々な経緯があり、まだそれが尾を引いている。それらについて新しい処分場の埋立方針を決めるに当たってもそれらの経緯等も念頭に置きながら取り組んでいきたい。

渡部委員

経済対策について

国は経済新生対策、道は自主・自律に向けて一定のまとめをしているが、小樽ではどのようなことを考えているか。

商工課長

代表質問では、従前いろいろな角度での経済政策を国や道と連携をとりながら進めてきており、今後も進めるが、一方では新たに立ち上げる地場産業の振興に向けた会議の中で今後の小樽市の地場産業の振興と新しい産業をどう作っていくか、ビジョンを作るだけでなく事業化に向けて市はどのような支援ができるのか、どのような体制をつくっていくのかを議論していきたいと答弁をした。具体的には、国の新生対策や道のメニューにある産業クラスターやベンチャー企業等を地域の中で立ち上げられないか、あるいは地場産業等も含めてそれらを支える研究機関等の環境整備ができないかということも現在考えている。ただ、市独自に多くのお金をかけて経済対策を進めるのは大変であり、十分国や道と連携を図りながら市としてできる範囲で知恵を使って取り組んでいきたい。

渡部委員

坂のまち冬プランと雪対策について

実施計画と研究機関についてこれまでも聞いてきたが、これまでどのような質問があり、どのように答えているか示せ。

土木部次長

渡部議員の代表質問として、平成5年4定に実施計画について質問があり、総合計画の実施計画等で事業推進を図りたいと答弁している。平成6年4定では、研究機関の設置について理解はしているが、もう少し時間がほしいと答弁している。平成9年4定では、実施計画について実効性のある計画を検討したい、研究機関についてはいろいろな関係機関と連携を図りながら実効性のある研究ができるような方策を検討したいと答弁している。

渡部委員

今回の代表質問の答弁とこれまでの答弁の係わりを示せ。

土木部長

経済情勢に変化があり、また、プランの中にある内容を個別に整理した中で、例えば研究機関の中で研究しなければならないこととして融雪剤や消雪施設等について取り上げても業界での研究開発に頼らざるを得ない部分もある。そのような中で我々としては、業界の情報を得ながら小樽に合った冬道対策としてどのようなことができるのか検討しながら、21世紀プランや3箇年の実施計画に盛り込んで対応してきている。

渡部委員

例えば研究機関に関して、これまでの答弁では主体的な面が感じられたが、今回はどちらかといえば他人事のように感じられる答弁である。実施計画についても実効性があるように検討したいという答弁だが、21世紀プランでと言う。まず原課としてやるべきことについてどう政策的に考えていくのかというための研究であり、時間であったと思う。海上投棄の問題だけではなく、何か進めていこうというものがあって初めて色々実現される要素がある。そのことをよく考えてほしい。指摘していることについて何の変化もない。

確かにロードヒーティングを始めとして市民生活と係わる重要な問題について一生懸命取り組んできているのは分かるが、土木部の考え方からすると冬プランはロードヒーティングを敷設するにあたり国の補助をとるためのアリパイとしかいいようがない。本当に今まで真剣に議論してきたなら、これまでの経過から、難しい段階に来ていると一言でも耳打ちがあっただけである。何を言っても「検討する」ばかりでいつのまにか変わってしまう。一生懸命やっているのだから、それなりの手続きを含めてきちんとした取り扱いをしてほしい。これ以上実施計画や研究機関について言う気はないが、市民生活の向上、安全性、快適性、環境等も十分配慮して取り組んでほしい。

土木部長

冬対策としてあるべき姿を求めるということで平成3年の冬プランの提言を受け、より具体化したいと考えている中で委員からの質問もあり、我々もあるべき姿ということでいろいろ答弁してきた。しかしながらいろいろな情勢変化がある中で実施計画や研究機関の設置は難しいという状況になり、我々としては除排雪システムや海上投棄のあり方等についてもいろいろな角度から個別に検討し、必要なものは取り組んでいる。今後も個別に取り組んでいきたいと考えている。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時30分

高橋委員

補助金の整理合理化について

検討委員会を設置し見直しの検討を進めているとのことであるが、同委員会の構成メンバーと開催回数を示せ。

財政課長

メンバーとしては、補助金支出の多い部署の所管の課長を中心に私を含め9名で構成している。これまで14回程度開催している。

高橋委員

どのような内容が議論されてきたのか。

財政課長

平成6年に国から行政改革の実施方針が出されたときも補助金を見直すように話が出ており、長年補助している団体等含めもう一度見直してみる必要があるということで、どのような視点で考えるべきかというスタートの考え方を中心に議論している。

高橋委員

平成12年度予算を組み立てるに当たっての基本的な補助金の考え方を示せ。

財政課長

補助金については毎年編成方針等の機会を通じて各補助先の状況をよく把握してほしいとお願いしているが、他の団体との相互間のバランスや市の施策全体との兼ね合いもあるので、最終的には新年度予算編成をする中で決定していくことになると思う。

高橋委員

補助金について、各部課はどのように判断しているのか。

財政課長

補助金と言っても各団体に補助するもの、各団体の事業費に補助するものなどいろいろな性格がある。毎年度各部課には、それらの補助金がどのような形で有効に使われているかを十分に把握するよう努めてほしいとお願いしており、可能な限り各部課でも対応していると考えている。

高橋委員

補助金の効果について、どの程度まで各部で評価しているか把握しているか。

財政課長

個々の具体的なものについてはこれからの予算編成の中で聞くことになるので現段階ではまだ聞いていない。

高橋委員

市長は慎重に見直すと言っていたが、来年度予算は縮小の方向で考えるのか。

財政課長

補助金全体で縮小しているかは分からないが、基本的な考え方は各部にお願いしているので、最終的には新年度予算編成全体のバランスの中で考えていくことになると思う。

高橋委員

納得できるような予算編成をお願いしたい。片方が減って片方がそのままだったり、片方が全くなってしまうなどないように十分注意してほしい。

環境問題について

地球の温暖化やオゾン層の破壊等、環境問題は地球規模になってきていると思うが、環境部はどのように認識しているか。

環境部次長

現在から将来にかけて小樽市民が健康で快適な生活環境を確保することを基本姿勢としており、環境保全を推進していくべきと考えている。

高橋委員

パネル展や環境映画の上映、リサイクルフェスティバル等を行っているとのことであるが、それぞれの日時や場所、参加人数、内容について示せ。

環境対策課長

環境の日パネル展は市民センターマリホールで6月5日に200名程度の参加で行われた。内容としては、ダイオキシン、温暖化、砂漠化、酸性雨、オゾン層の破壊、ライフスタイルの見直し等についてのパネル展である。環境映画「地球交響曲・ガイアシンフォニー」は地球と人類の環境を考えるということで同じく6月5日に市民セ

ンターで上映し、200名程度が参加している。リサイクルフェスティバルについては10月30日に運河プラザで2,000人程度が参加し、分別収集、リサイクルのパネル展示、フリーマーケット、使用できる家具の無料配布等を実施している。

高橋委員

これらはいつから行っているのか。

環境対策課長

パネル展等は平成5年に制定された環境基本法の中で6月5日を環境の日としたため、その翌年から街頭キャンペーンやパネル展等を開催している。映画は昨年からであり、リサイクルフェスティバルは断続的に実施している。

高橋委員

それぞれ参加者の声はどうか。

環境対策課長

パネル展や映画鑑賞については再確認・再認識したということで捉えている。リサイクルフェスティバルについてはフリーマーケット等で再利用の認識をしているようである。

高橋委員

内容の検討や平成12年度に向けてどのように変えていくなどの計画はあるか。

環境対策課長

これまでも市民向けにいろいろ行っているが、来年度に向けてそれを広げていくと同時に業者向けに違った形のものも考えていきたい。

高橋委員

現在、環境問題が非常に注目されているが、ダイオキシンだけの問題ではなく、環境問題全体として小樽市としても今後積極的に取り組んでいく姿勢が重要だと思うがどうか。

環境対策課長

ダイオキシンについては従来から市民に啓発してきたところであるが、環境問題も地球規模になってきており、市民の意識やライフスタイルを考えてもらうには別の視点も必要になるかと考えている。

高橋委員

環境保全のためにはいろいろな計画が必要と思うが、環境基本計画や環境対策に対する総合計画等は考えているか。

環境対策課長

以前からも委員会等で指摘を受けており、懸案事項として認識している。できるだけ早い時期に取り組んでいきたいと考えている。

高橋委員

できるだけ早くとはいつごろか。

環境対策課長

現在費用等も含めて内部で検討しており、できるだけ早い時期に取り組んでいきたい。

高橋委員

地球温暖化防止のための準備を進めているとのことであるが、具体的にどのようなことをしているのか。

環境対策課長

国で地球温暖化対策の推進に関する法律が昨年10月9日に策定されたが、その第8条で市町村も基本方針に即して市の事務・事業に関して温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画(実行計画)の策定が義務付けられ、今年の4月16日に国の方針も公表されているので、市としても策定に向けて取り組まなければならないと

考えている。

高橋委員

具体的にどこまで準備は進んでいるのか。

環境対策課長

市で組織を立ち上げていく準備をしているところである。

高橋委員

環境部は市の行政機関というよりもエネルギーを大量に消費している消費者であるという観点に立って、エネルギーについての研修や学習を行ってほしいがどうか。

環境対策課長

環境対策課は取り締まり機関ということで手助けする機関であり、表でまとめていくのは総務部にお願いしている。

環境部長

地球温暖化に関して、環境部は温室効果ガスを発生する市内のいろいろな事業活動等を指導する立場であり、そのような意味で狭く考えれば市役所も環境部が指導する事業所の一つである。ただ、市役所の庁舎管理や業務管理的な要素も多分にあるので、それらについては環境部や総務部、各庁舎管理者と連携して進めたい。専門的な知識の提供等については環境部で行うということで総務部とも協議中である。

高橋委員

環境問題は環境部で考えるべきであり、例えば仙台や横浜ではすべて環境部局の中で計画を立ててそれぞれの部局に話をしている。それについてどう考えるか。

環境部長

事業者、市民、行政三者がそれぞれ役割を果たす中で、市役所も事業者のひとつという立場で考えると、環境部が全く関係ないわけではないが、主体的な取り組みは必ずしも環境部ではないと考える。全庁的な仕事のやり方や庁舎管理等に目配りするセクションと一っしょになって進めなければならないと考えている。さらに環境部としては役所以外の事業所についても温暖化防止の啓発等に取り組むべきと考えている。

高橋委員

ISO14001について、当面研究しないような答弁であったが、環境部としてはどのように捉えているか。

環境部次長

大きなことよりも足元から固めていく考えであり、当面実行計画から進めていきたい。

高橋委員

実行計画の中身を示せ。

環境部次長

地球温暖化がメインであり、庁内や会社等いろいろあるが、我々はまず庁内から固めたいと考えている。

高橋委員

環境に関する教育や指導内容の充実は非常に大事と思うが、小・中学校で環境に関して年間どの程度の授業を行っているか。

指導室長

環境問題は子供の生活に直接係わるものであり、現行の学習指導要領では各教科の特別活動の内容を充実しており、例えば小学校では国語科・社会科・理科・家庭科・保健体育科等それぞれの分野で環境問題を取り上げている。例えば小学校4年生の社会科では、ごみという単元があり、その中で学校や家庭のごみを調べるといった時間がある。また、水はどこから来るのかということで浄水場を見学しており、約16時間程度となっている。環境教育につい

ては授業の中で学ぶだけではなく、見学等をして外に出る部分もある。

高橋委員

校外授業はどの程度行われているのか。

指導室長

校外授業は今年度小学校4年生を中心に13校で行っているが、その内9校が市内関係施設を見学している。

高橋委員

来年度から総合的な学習に積極的に取り組むように言われているが、環境問題を取り上げる学校も多いと思う。「みんなで考えよう ごみと私とリサイクル」という小学校4年生対象のリーフレットがあるが、これは授業の中で実際にどの程度使われているのか。

指導室長

環境部で発行しているこのリーフレットは現在28校中18校において授業で使っている。また、見学旅行等に利用しているところもあると聞いている。

高橋委員

教える側の研修・学習はどのように考えているか。

指導室長

教員の研修について、環境問題だけに絞ったものは行っていないが、平成4年度から完全実施になる学習指導要領の中に総合的な学習の時間が創設され、文部省は国際理解、情報、環境、福祉・健康の4つのテーマを例示しているので、今後各学校で総合的な学習の時間の取り組みが進めば、先生の研修もなされていくと思う。

教育長

現行の学習指導要領で小学校1・2年生において生活科という教科があるが、これは今回小学校3年生から行われる総合的な学習の時間の基本となっている。総合的な学習が創設されたことにより小学校の全学年で実施されることになるが、その他特別活動や道徳の時間等でも環境問題を取り扱っている。生活科や総合的な学習の時間は免許がなく、すべての先生が教えるべきであるという前提に立っている。毎年行われている教育課程研修会では生活科の講習はないが、今後移行措置も含めて総合的な学習についても教職員の研修が広がっていくものと考えている。

高橋委員

環境に優しいエコ商品や再生紙等、小樽市ではどの程度使われているのか調べて後程教えてほしい。また、ISO14001について、環境部で誰かが学習する考えはないか。

環境部次長

環境対策課でいろいろ勉強はしているが、今後それを拡大するよりも足元の小さいことから児童・市民・一般事業者等に少しずつ啓蒙していくことが我々の課題だと思う。

高橋委員

私は逆だと思う。総体的な計画を定めて、それぞれのひとつひとつについてどうするか具体的な数値目標を持って進めていくべきと思うがどうか。

環境部次長

指摘の通りだと思うが、小さいこともそれぞれお互いに関係があるのでその広がりがISOにつながっていくと考えている。

高橋委員

環境に対してどのように取り組むかがISOの評価なので、ぜひ前向きに研究してほしい。また、ISOの9000シリーズについても、建設省では入札の基準にしていくような方向があると言われているので、早い時期から十分に研究してほしい。

松本(聖)委員

商工会議所から市長への政策要望について

市長が政策要望の場で「市外企業の方が情報力に勝り、積極的に営業展開しているので市内企業もがんばってほしい」と言ったことについて代表質問で尋ねたが、「公共事業について言ったものではない」との答弁であった。これは要望書の大項目1の「官公需の地元企業優先発注の項目について触れた発言ではなかったのか。

市長

要望書に対する回答としての発言ではないので一般論としての話である。

松本(聖)委員

市外企業、すなわち小樽市に税金を納めていない企業に対する発注件数は全体の何割程度で金額はいくらか。

契約管財課長

契約管財課は500万円以上を扱っているが、11月30日現在で、JVも分解して市内業者と市外業者に分けると、市外業者は24件(19%)で5億100万円程度(17%)、市内業者は103件で24億7,800万円であり、トータルで127件で29億8,000万円程度である。市外業者の内15件は舗装関係である。

松本(聖)委員

市内には大規模な舗装工事のできる業者がないのでやむを得ないということに理解した。この発言が報道されたことにより市内建設業から努力が足りないということかと不満の声が挙がっていたが、今の答弁で理解した。

一般家庭系ごみの有料化について

「新焼却場等の施設整備との関連で今後検討していく」との答弁であったが、新焼却場の規模にも係わるので、設計に当たって有料化も視野に入れているということか。

(環境)管理課長

一般的には家庭系ごみを有料化した段階で一時的にごみは減量するが、また数年で元に戻る傾向があるので、このような事例を参考にしながら、家庭系ごみの量をどの程度に想定して焼却場を建設していくか十分検討していきたいと考えている。

松本(聖)委員

ダイオキシン問題について

市長の答弁では、環境庁の調査で全国ワースト1になったことについて、天神焼却場との関連がはっきりすれば、炉の緊急停止も有り得るとのことであったと思うがどうか。

環境部長

その通りである。

松本(聖)委員

9月16・17日両日、天神焼却場の休止中に真栄埋蔵文化財整理事務所の屋上でサンプリングした結果について、毒性等量はゼロピコグラムであるとのことであった。環境庁が発表した数値は1.8ピコグラムであるが、ダイオキシンを発生する可能性のある近隣の事業所や交通量等について、2つの調査における違いは確認したか。

環境対策課長

当日の他の工場の操業状況、野焼きの状況は24時間チェックしているが、風向・風速については調査していない。

松本(聖)委員

風向・風速・気象状況をチェックするのは科学的データの基本である。その後の調査では風向・風速も計測していると聞いているので安心している。ただ、観測場所は特殊な地形であり、焼却場側から海の方に向かって一定の

風が吹いている場所なので、前回と気象条件にほとんど差はなかったのではないか。

環境対策課長

当日風向・風速は計測していないが、小樽測候所のデータを参考にする限りではあまり変わっていない。

松本(聖)委員

今回は天神焼却場の影響がまったくない状況での測定であったので、今回の調査の数値がバックグラウンドであると判断できると思うがどうか。

環境対策課長

その通りである。

松本(聖)委員

前回の答弁では自動車の排気ガスの影響もおそらくあるだろうという話であったが、今回の数値がゼロピコグラムであったということは、前回の環境庁の調査時にも排気ガスはほとんど影響していなかったということになる。限りなく天神焼却場の影響が大であったと言えるのではないか。

環境部次長

自動車の排気ガスについて、国のダイオキシン排出抑制対策検討会で毎年数値を出しているが、その中では自動車排気ガスのダイオキシンが2.14というデータがある。我々としてはそれを無視する訳にはいかないので、前回そのような答弁をしている。また、今回ゼロだからといって単独で原因を判断できないので、来年3月までの4回の測定で総合的に判断したいと考えている。

松本(聖)委員

炉を停止して何回か測定し、その平均値をバックグラウンドとするのが科学的発想であるが、何度も炉を停止する訳にもいかず、お金もかかることになる。そうであれば今回の調査をバックグラウンドとするのが現実的だと思う。私も自動車排気ガスの影響が大きいのと思っていたが、今回の調査でゼロピコグラムと聞いて驚いた。私はこの2回のデータを見て、天神焼却場から出ているダイオキシンが環境庁発表の数値に大きく影響していると思っている。どのように減らすかが今後の問題である。先程北野委員も分別をしっかりと排出量を減らすと言っていたがその通りだと思う。容器包装リサイクル法が来年4月から完全実施されるが、この対応は現在のところ考えておらず、平成15年以降の課題とするとのことであった。そのような悠長なことを言っていられないのではないか。新焼却場の建設にも関係すると思うが、天神焼却場はいつまで稼働するのか。

(環境)管理課長

平成14年3月末までと考えている。

松本(聖)委員

新焼却場はいつから稼働するのか。

(環境)管理課長

平成17年に供用開始と答えているが、できるだけ早い時期に供用開始したいと考えている。現在建設は3年度計画で考えており、3年度目の早い時期に完成できれば例えば平成16年度ということも考えている。

松本(聖)委員

桃内最終処分場へのごみの搬入を制限することも有り得るとの話であったが、何を制限するのか。

(環境)管理課長

桃内処分場の容量の関係と天神焼却場の稼働停止の関係、事業系廃棄物の増加傾向等も踏まえ、例えば事業系一般廃棄物の内資源物については埋立処分場に搬入せずに資源化ルートにのせてもらう等を考えている。

松本(聖)委員

資源物とは来年7月から収集する4品目のことか。

(環境)管理課長

当然その4品目は家庭系ごみでも分別するので事業系にもお願いするが、その他段ボールや事務用の紙類等も大きな要素を占めているので、それらも事業系については資源化してもらいたいと考えている。

松本(聖)委員

包装容器は含まれないのか。

(環境)管理課長

家庭系の中には紙製包装容器も入っているが、事業系には入っていない。ただ、紙製の包装容器で事業所から出る分について、例えば資源回収協同組合等の中でそれらも受け入れるということであればそのように指導したい。

環境部長

容器包装廃棄物のカバーしているところは基本的に家庭から出るものなので、事業所から出る容器は容器包装廃棄物の対象となっていない。

松本(聖)委員

資源保護の立場からも極力リサイクルすべきである。ヨーロッパ各国では傷だらけのペットボトルも洗ってそのまま再利用している。そのくらい徹底しており、リサイクルにお金をかけない方法を取っている。我が国も早急に見習うべきである。

例えば、たばこの箱が入っている袋は容器包装リサイクル法の対象になると思うが、これは燃やせるのか。

(環境)管理課長

素材は分からないが、見た感じでは燃やさないごみだと思う。

松本(聖)委員

市民はそのようなことも分からない。コンビニの袋は燃やせるがたばこの袋は燃やせない。何が燃やせるのか区別がつかない。このようなことから分別してもらおうという意識を市民に持ってもらうなければならない。周知はどのように図っていくのか。

(環境)管理課長

来年7月に桃内処分場が稼働し、事業系資源リサイクルや家庭系のごみ4品目分別収集を開始するが、それに併せてごみゼロ広報等を通じながら市民に周知を図っていききたい。

松本(聖)委員

市民はこれらをどう捨てていいか分からないので、具体的に分かりやすいアピールを早急にしてほしい。

ホームヘルパーの社協移管について

給与の補助を行うとのことであるが、市にいるヘルパーは嘱託だと思う。この契約はいつまで残っているのか。

高齢福祉課長

来年3月31日までである。

松本(聖)委員

移管の予定はいつか。

高齢社会対策室長

現時点では2月1日を目処にやっていきたいと考えている。

松本(聖)委員

3月31日まで身分を保証されていたのが、2月1日から社協に所属が移るので、その間の給与差額を補償するという理屈はよく分かるが、給与補償はいつまで続けるのか。

高齢社会対策室長

介護保険が始まることになるが、新年度における体制を現在検討中である。介護報酬とヘルパーの報酬を含めて

事業採算性を考えたときには、時期的なものはこれからまた議論していくことになると思うが、現時点では何らかの運営費補助をしていかなければならないと考えている。

松本(聖)委員

利用者がホームヘルパーの派遣をお願いするときに、いわゆる純然たる民間に頼むのと社協に頼む場合とで利用料は違うのか。

高齢社会対策室長

介護保険の中では介護報酬は基本的に一致するが、国の特別対策の中で社会福祉法人についての低所得者対策の中でいわゆる10%の一部負担として国から出てきている部分もあるので、まだ具体的なものはないが、基本的には従来の介護保険制度の中では介護報酬は一致、一部負担も一致となっている。

松本(聖)委員

結局はどこに頼んでも同じサービスが同じ金額で受けられるはずである。しかし、別な会社で別な教育をしているのだから、サービスの質は違ってきて当然である。これを切磋琢磨してよくしていくのが企業努力である。企業間の競争でよりよいサービスを提供することによって利用者を獲得していくというのが民間企業の考え方である。いいサービスを提供するためには、ヘルパーに少しでも高い給料、小樽市並に高い給料を払いたい訳である。小樽市の給料は時給換算すると民間のヘルパーに比べかなり高い。民間はそれ以上払ったら採算割れするので払いたくても払えない。すなわち、市の金額が適切ではない。

厚生省が定めた金額は十分民間企業で採算が取れる数字だと踏んで示してきており、たくさんの会社が参入してきている訳である。みんな営利企業なのでみすみす赤字になるのに手を挙げるわけではない。採算がとれると見てやってくる。なのに市は社協が採算が取れないと言っている。報酬が高いからだとは思わないか。

高齢社会対策室長

同じレベルで同時にスタートすると同じようなことが言えるのかと思うが、ホームヘルプ事業はそもそも国がスタートさせた時点では人件費補助方式ということで、単価も国が決めてきた経緯もあり、今までの経緯と違う部分があるので、今言ったようなことが起こるのかと考えている。

松本(聖)委員

今まで金を出してきた国が制度を変えと言ったのに小樽市の対応は従前どおりだとはならない。それに応じて市の対応も変えていくべきである。ましてやもう市の職員ではなくなり、社協の職員になる。それに対して小樽市の一般財源から給与を補償するという話にはならないのではないか。もしそうするのであれば、介護保険の中では社協も一民間企業と同列に扱われるのだから、他の会社にも運営費や給与を補助して、いいサービスを提供してもらえばいいのではないか。

福祉部長

経過があり、介護保険を始めるにあたって基本的なスタンスとして、保険者としての役目を果たすということで、事業者については介護保険の目的の一つである民間活力を進めるという前提がある。その中で今までの経過として、社協のヘルパーが夜間や早朝、市のヘルパーが日中ということで、いわば二元的な体制であったが、これを今年の4月から市に一元化した。社協の構成メンバーも連合町会や市労連や民協等が入っている。また、事業を行政と一体となって進めるという役割もあり、地域福祉における核的な役割を担うと考えており、そのようなことからホームヘルプ事業を社協に移管することとなり、移管に当たっての条件整備が必要と考えてきたところである。

松本(聖)委員

市の立場としては社協を特別視する気持ちはよく分かり、社協が小樽の福祉に対して担っている力も十分理解できるが、利用者の立場から考えたら社協も民間も同じであり、いいサービスを提供してくれるところをお願いしたい。同じ頼むなら親切でいいサービスを提供してくれるところに頼みたい。それを社協だけ特別だからとはならな

い。そのようなことをしていたら社協の経営が成り立たなくなるのではないかと。ホームヘルプ事業の経営という面から考えたら、社協はぬるま湯につかったような状態で民間企業に勝てるのか。自由競争を阻害しているようである。社協のために特別保護しているように見えるが、逆に将来的には社協にマイナスになるのではないかと。

助役

ヘルパーの社協移管については介護保険制度が始まる前からのいろいろな経過があり、詰めの作業をやっていたが、その中で介護保険制度が入ってきたということがある。今と同じ人件費が適正かは別だが、ヘルパーの移管に当たっての身分や賃金の補償も含めて関係団体と折衝してきた経過があり、それらを踏まえ今回の移管に当たってはそのような条件で当面は移管した。来年4月からの事業に当たって、当然いつまでも今と同じ雇用条件とはならないと思っており、ふたをあけてみて、どのような需要があるか、新たな市単独の自立認定の介護をどうするかという問題もあり、それらの推移を見ながら、1年になるか2年になるか分からないが、当面一定の財政援助が必要だと考えている。移行した後、早急に事業の実態等を総合的に判断しながら、そのようなものもいずれは見直しをしていかなければならないと考えている。

松本(聖)委員

予算を立てるに当たって試算しなければならないと思うが、おおまかな金額を早急に教えてほしい。年間いくらの補助金が社協に対して支払われるのか。それをいつまで続けるのか。また、できれば社協は自社の努力で採算が取れるところまで持っていかなければならないが、それは賃金のカットかもしれない、営業努力かもしれない。それは社協の経営計画に任せるが、移管に当たっておそらくそのような計画書ももらおうと思う。それらも早急に提示してほしい。

助役

ホームヘルプ事業に伴い社協の負担額がいくらになるかということについては、これから事務所をどうするか、スタッフをどうするかという人件費の問題もあり、ヘルパーの報酬だけでなく、事業運営にかかる経費がどうなるか、介護報酬がどのような額で見込まれるか等も含め、新年度予算要求の時点で原部からいろいろ資料があがってくると思うので、それらも基にして検討していくことになると思う。

横田委員

生活安全条例について

市民の安全は市長が責任を持って守るということでは基本認識は一致しているが、「これまでもそのような認識に基づき街路灯の設置、交通安全施設の整備等を進めてきた」と答弁している。今後、生活安全に関して市がとっていく施策を示せ。

総合サービスセンター所長

現在市で、街路灯整備の補助、交通安全施設の整備等を行っているが、暴走族、防犯協会、交通安全協会等の関係団体も市民生活上の安全を確保するため、それぞれ街頭啓発等も行っており、市として、今後も関係団体と密接な連携をとっていきたい。

横田委員

これまで横の連携により具体的な防犯等の施策をとったことはあるか。

総合サービスセンター所長

各関係団体が一堂に会して、相互の情報交換等の会議を開催したことはない。

横田委員

代質でも「今後、生活安全条例の制定に向けて取り組むべき」と質問したが、「当面は関係団体と連携をとる」との答弁であった。制定によって何かマイナス面はあるのか。

総合サービスセンター所長

特にマイナス面はないが、現在すでに制定されている市の状況を見ると、市長の責務、市民の責務、推進協議会の設置等が規定されている。そのような中で現在各関係団体がボランティア的な形で活動している中で、果たして生活安全条例的なものを制定して、市民の責務を規定することが適切かということもあるので、もう少し慎重に検討したい。

横田委員

全道でも相当数が制定しており、その中で効果的な事例も出てきている。暴追協、防犯協、交通安全協会等、それぞれ独自の活動を行っているが、情報交換も含め横に連携をとることによって、例えば少年補導を行う場合、補導員だけではなく横の連携をとった人員も含めて当たる、逆に交通安全活動のときは補導員等も動員するなど活動を広げることができ、結果的に市内全体に防犯意識・交通安全意識等が高まっていくことになると思う。

また、条例制定によって推進協議会等の予算措置もできるようになり、各関係団体だけの予算ではなかなか実現しない事業もできるようになると思う。石狩市は昨年条例を制定したが、全中学生に防犯ブザーを配布している。また、天塩町では交通安全の旗と同じような防犯フラッグを街道に並べているとのことである。このようなことを考えても条例制定の意義はあるのではないかと。

市民部長

各市において生活安全条例のようなものを制定しているが、それぞれ犯罪や事故の発生件数や都市環境、治安等に差異があり、小樽市は比較的平穏なまちなので、制定された都市とは状況に違いがあると思う。また、関係団体が真剣に活動を展開しているので、その結果も受け止めて条例をすぐに制定する考えはない。我々としては、防災、交通安全、青少年の健全化等について必要度や緊急度を精査した中で予算要求していくことになるが、その結果として予算措置することは十分に可能性があるのでは、条例制定と予算措置は結びつかないように思う。

横田委員

代表質問の答弁で「当面は関係機関、団体と密接な連携を図りながら、相互に有機的な活動を展開する」とのことであったが、この音頭は市がとるのか。

市民部長

市民の生活安全について共通認識を持つということは大事なことだと思うので、どこまでできるかわからないが、それなりの音頭はとっていきたい。

横田委員

防犯協会や交通安全協会、暴追協等から今後条例の制定について要請がある可能性もあると思うが、そのような場合は制定に向けて動き出すと理解してよいか。

市長

より市民の生活安全が図られるということが十分確保されればよいが、関係団体から要請があっても、制定市の状況を十分把握して、効果等を検証しながら検討したい。

横田委員

障害者福祉について

本市における障害者雇用の実態を示せ。

(経済)藤原主幹

一般の企業と地方公共団体における、障害者の雇用については毎年6月1日現在で調査しており、平成10年7月1日に障害者雇用の促進等に関する法律が改正となり、率が引き上げられた。ひとり以上雇用しなければならない企業はこれまで63人以上従業員がいる企業であったが、今回53人以上となった。法定雇用率が民間で1.8%、地方公共団体で2.1%に改正され、市内の職安管内では民間の充足率が2.28%、地方公共団体で2.1

5%となっている。未達成企業の割合は市内で26社、35%となっているが、この内約7割の18社はあと一人だけ不足している状況であり、職安等もそれぞれの企業に対し指導しており、今後とも雇用してもらえよう努力したい。

社会福祉課長

厚生施設の通所関係、授産施設の入所・通所関係、地域共同作業所等を含めると13施設であり、定員は295名となっている。

横田委員

小樽市においても法定率を超えているのか。

職員課長

超えている。法定率2.1%に対して2.21%である。

横田委員

授産施設や共同作業所で働いている障害者の賃金はどの程度か。

社会福祉課長

平成7年10月に実態調査を行ったが、100万円以内が56.5%、200万円以内8.7%、無回答が35.3%となっている。全ての障害者を調査した訳ではないが、各施設等に確認すると授産施設で働いた場合の月額賃金は1,000円単位から3万円、平均で1万円前後とのことである。

横田委員

先日岩見沢のクビド・フェアという障害者施設を視察したが、そこではコンピュータを80台程度導入し、車椅子の方等40~50人がコンピュータに向かって非常に高度な仕事をしていて、国からの補助もかなりあるようである。LANケーブルの敷設等も自分たちでしているので修理もでき、みんな非常にいきいきしている。小樽市でも障害者が働けるそのような施設があってもいいと思うがどうか。

福祉部長

どのような対応が可能かいろいろな法人と相談したい。

横田委員

引き船業務について

民営化や民間委託を検討しているとのことであるが、2隻の引き船の耐用年数を示せ。

埠頭事務所長

船舶の種類によって耐用年数は異なるが、タグボートは一般的に10年と言われている。小樽市のタグボートは耐用年数をかなり過ぎており、6年毎の定期検査やその間に行われる中間検査を行い、少しでも長く利用できるように延命処置をとっている。

横田委員

民営化あるいは民間委託はいつごろから実施する予定か。

港政課長

耐用年数は一般的に10年であるが、それなりに手入れしておりすぐにだめになるものではない。また、道内で直営は1港しかなく、他港の状況も参考にしながら検討しているが、特殊な業務であり受け皿があるか、どのような形で業務を移行するのか、現在いる船舶職員の関係等いろいろ整理しなければならない問題もあるので、いつを目処とは言えない。これらについて見極めがついた段階で一定の方向の結論を出したいと考えている。

横田委員

中長期的ではなく、早い時期に移行してほしい。

手宮陸上競技場の駐車場について

大会等があってもあまり車を止められないが、競技場の整備と併せて駐車場を整備する考えはないか。

社会体育課長

同競技場の駐車場は観客席スタンドの裏も入れて現在50～60台程度止められる状況にあるが、来年に向けて競技場を改修、全道的な大会を誘致するという前提では確かに駐車場は狭くなると思う。近隣に3,200㎡程度の市有地があるので、それを駐車スペースとして確保できるかどうか庁内他部局とも相談しながら努力したい。

横田委員

きちんと整備しなくとも、例えば砂利のままでも車は止められるので前向きに検討してほしい。

委員長

散会宣告。